

個人 3

受付	令和 7 年 11 月 19 日 午前・午後 9 時 00 分
----	------------------------------------

一般質問（代表・個人）通告書

令和 7 年 11 月 19 日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 勝股修二

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 12 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. 1-1	地域包括支援センターの増設に伴う「日常生活圏域」の設定と、それを通じた重層的支援体制及び地域づくりの推進について
要旨	<p>来年度、新たな地域包括支援センターの設置が予定されている。このセンター増設は、単に高齢者支援の窓口を地理的に増やすというだけでなく、国が推進する「重層的支援体制整備事業」や、住民が主体となる「地域づくり」の基盤となる「日常生活圏域」を、本市において本格的に設定するまたとない好機であると捉える。</p> <p>日常生活圏域とは、市町村が地域の実情（人口や地理など）に応じて設定する、きめ細かなサービス提供のための地域である。従来は高齢者福祉が中心であったが、近年では、重層的支援の必要性が認識されたことにより、高齢者だけでなく、障がい、児童、困窮など、分野をまたぐ複雑な課題（8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等）に対応するための基礎単位ともなっている。</p> <p>将来的には、地域包括支援センターが「高齢者専用」ではなく、この圏域のあらゆる相談（まるごと）を受け止める「多面的支援の展開」も期待されている。</p> <p>さらに、この圏域は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」に向けた、住民が主体となって地域づくりを進めるための活動単位でもある。</p> <p>そこで、今回のセンター増設を、本市における「日常生活圏域」を見直し、再設定する絶好の機会として明確に位置付けるべきと考えるが、この機を捉え、重層的支援体制の構築と地域づくりにどう結びつけていくのか、市の明確なビジョンと計画について伺う。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 1-2	地域包括支援センターの増設に伴う「日常生活圏域」の設定と、それを通じた重層的支援体制及び地域づくりの推進について
要旨	<p>(1) 日常生活圏域を市内全域としている根拠について 第9期尾張旭市高齢者保健福祉計画において、「本市の日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案し、第9期においても引き続き、市全域を1圏域として設定します。」とあるが、具体的な判断基準を伺う。</p> <p>(2) 地域共生社会の実現に向けた、より効果的な取組について 昨年12月定例会において、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）第2層の配置についての質問に対して、「今後は、これまで整備してきた体制の検証を行うとともに、第1層と連携すべく第2層にも生活支援コーディネーターを配置している他自治体の事例も参考にしながら、地域共生社会の実現に向けたより効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。」との答弁があった。そこで本市の考える、より効果的な取組の具体的な内容について伺う。</p> <p>(3) 第2層の設定について 第9期尾張旭市高齢者保健福祉計画において、「情報交換、地域課題の把握、資源開発の場となる第2層協議体の設置を進めます。」とあるが、市内全域の第1層に対して、第2層の日常生活圏域を設定する予定があるのか伺う。</p> <p>(4) 今後の地域づくりにおける本市の具体的方策について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 2	終末期の若年がん患者が自宅で生活することについて
要旨	<p>本市は、愛知県の補助事業を活用し、40歳未満の若年がん患者が介護保険サービスを利用できず、終末期において高額な在宅療養費（訪問介護費用等）の自己負担を強いられるという「制度の谷間」を埋めるため、費用助成事業を開始した。この取組は、年齢に関わらず、全ての患者が希望する場所で尊厳ある最期を迎えるための一歩として、重要なものである。</p> <p>制度は、存在すること自体が目的ではなく、それを必要とする当事者や家族に届き、利用されて初めて意味を持つ。県の補助事業であったとしても、それを市民に周知し、申請の窓口となるのは本市の責務である。万が一、制度上の不備により、人生の最期を住み慣れた自宅や家族と過ごせない、またはちゅうちょさせるようなことがあってはならないと考える。</p> <p>そこで、この貴重な制度を「絵に描いた餅」に終わらせず、本当に支援を必要とする市民の手元に確実に届けるため、市は現状をどう分析し、どのような具体的な改善策を講じるのか、市の見解を伺う。</p> <p>（1）若年がん患者在宅療養支援事業のこれまでについて ア 助成実績について イ 問合せなどがあったかについて</p> <p>（2）制度の周知・広報の在り方について 本事業について、当事者や家族に届けるため、これまでどのような周知・広報活動を行ってきたか伺う。</p> <p>（3）相談、マネジメント機能について 終末期という極めて切迫した状況にある患者や、看病で疲弊している家族が、自ら市のホームページを検索し、助成制度を見つけて、複雑な申請手続を行うことは現実的に困難である。また、どのようにしたら良いか分からず、不安な状態に陥っている方々の心理的サポートや手続などの支援も必要と考える。そこで、相談やケアマネジメントを担う機関や機能などがあるか伺う。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 3-1	民間サービスの普及を踏まえた「元気まる測定」事業の費用対効果と、今後の事業見直しとリソースの再配分について
要旨	<p>本市が実施する「元気まる測定」は、市民の健康管理プログラムとして、他市と比べても先進的な取組であったと認識している。しかし、この事業が開始された当初と現在とでは、市民を取り巻く健康管理の環境は劇的に変化した。スマートフォンやスマートウォッチの普及に伴い、個人の健康状態を記録・管理・分析し、生活習慣を改善する、安価な「健康管理アプリ」が市民の手の届くところにあふれている。</p> <p>このような状況下において、市が予算と人員を投じて、民間サービスと類似する、あるいは代替可能な健康管理プログラムを提供し続けることの費用対効果と、公共事業としての妥当性について、検証すべき時期に来ていると考える。</p> <p>行政のリソースは有限であり、民間でも対応可能な分野への支出は選択と集中を進め、行政にしかできない喫緊の課題や、姿勢分析アプリなどの健康に関する最新の技術や優れた民間サービスを市民に啓発することに貴重な財源と人員を振り分けていくべきではないかと考える。</p> <p>そこで、「元気まる測定」事業の成果と現状の費用対効果をどう総括し、今後の事業見直し、及びそれによって生み出されるリソースの再配分について、市の見解を伺う。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 3-2	民間サービスの普及を踏まえた「元気まる測定」事業の費用対効果と、今後の事業見直しとリソースの再配分について
要旨	<p>(1) 事業の現状と費用対効果の認識について</p> <p>ア 総事業費について 「元気まる測定」プログラム（関連事業含む。）の年間の延べ利用者数と、それにかかる総事業費（委託料、システム維持管理費、人件費等を含む。）は幾らか伺う。</p> <p>イ 費用対効果について この事業の「利用者一人当たりのコスト」と、それによって得られた「市民の健康増進への具体的な成果（費用対効果）」をどのように分析・評価しているかを伺う。</p> <p>(2) 民間サービスとの「すみ分け」に関する見解について</p> <p>ア 現状について 安価で高機能な民間の健康管理アプリやサービスが普及している現状をどう認識しているか伺う。</p> <p>イ 公共事業とするべき、優位性と必要性について 民間サービスと比較した際の、公共事業としての優位性や必要性はどこにあるかを伺う。</p> <p>(3) 今後の事業見直しと新たな取組への資源（リソース）転換について</p> <p>ア 民間サービスへの移行促進について 健康意識が高く、自らアプリ等を活用できる市民層へのサービス提供（元気まる測定）は段階的に縮小・終了し、民間サービスの活用を促すべきではないかとの提案に対する本市の見解を伺う。</p> <p>イ リソースの転換について 財源や人員を、行政にしかできない「新たな重点事業」（例：重層的支援体制の強化、支援が届かない層へのアウトリーチ活動、デジタル弱者への支援など）や、いまだ普及していない市民にとって有益な民間サービスの啓発などに振り向ける考えはないか、本市の見解を伺う。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。